

第13回 不法行為・序論

2006/11/16 (特別前倒し補講)

松岡 久和

【不法行為制度の概観】

1 不法行為とは

Case 13-01 Yは酒を飲んで自動車を制限速度を超過して運転し、朦朧となってXを危うく轢きそうになった。避けようとして尻餅をついたXには怪我はなかった。この場合、Yに各種の責任が生じるか。Xが持っていたパソコンを落として壊れてしまった場合はどうか。Xが避けようとして骨折し、入院することになった場合はどうか。

- ・損害賠償債権を発生させる事実行為←→法律行為
- ・刑事責任／行政法上の責任との機能分担
- ・損失補償（憲29条3項）との違い **参考** 東京地判昭和59年5月18日判時1118号28頁
- ・債務不履行制度との機能分担→最終回の請求権競合問題へ

2 不法行為法の目的と機能

- ・被害者救済・身体生命財産の保護
 - (a) 広義の原状回復機能
 - (b) 違法行為の抑止機能、違法行為に対する制裁機能（ただし限定的）
- ・損害保険や各種補償制度（労災保険・基金・給付金など）との機能分担関係
- ・損害填補の確保目的の責任保険制度との結合

例 自動車損害賠償保障法上の強制保険。P L保険←→生命保険、損害保険

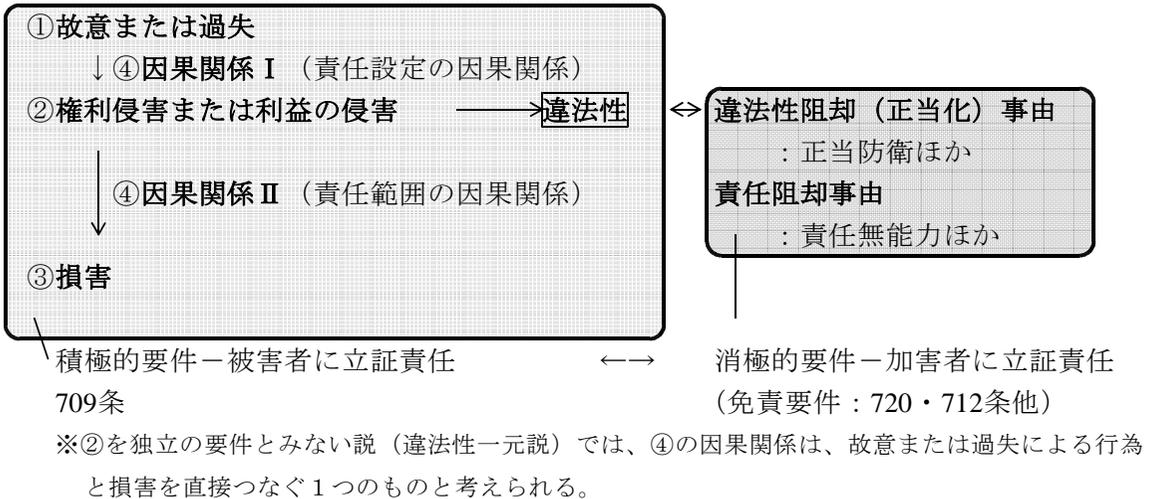
参考 最安価損害回避者の理論の意義と限界 内田303頁以下参照

3 各種の不法行為規定の概観

- (1) 一般不法行為：709条－自己の行為に対する責任の基本形態
 - ・フランス民法型の一般的統一的不法行為構成←→ドイツ法の三分体系
※抽象的な基準と事例の積み重ねによる具体化・類型化が必要
 - ・過失責任の原則＝行動自由の保障機能←→原因主義・結果主義
判例 98（大阪アルカリ事件）
- (2) 民法上の特殊不法行為：714・715・717・718・719条など
 - ・報償責任・危険責任思想に基づく責任の加重・立証責任の転換による被害者保護
- (3) 特別法による多段階の「無過失」責任
 - ・「許された危険」行為を容認する代わりに責任強化
 - ①中間責任立法（過失の推定等）：自動車損害賠償保障法3条、各種無体財産法等
 - ②厳格責任立法（免責抗弁有）：大気汚染防止法25条、水質汚濁防止法19条、PL法等
 - ③絶対責任立法（不可抗力免責のみ有）：原子力損害賠償法3条、鉱業法109条

【一般不法行為の基本構造】

1 要件の構造



2 効果の概観

- (1) （一時金による）**金銭賠償の原則**（722条1項→417条）
- (2) 自然的原状回復
 - ①名誉毀損・信用侵害等の場合の名誉・声望・信用等の回復措置（723条、著作115条、不正競争7条、特許106条）
【例】謝罪広告、謝罪文の掲示・関係者への送付、訂正文掲載、勝訴判決の新聞掲載
 - ②鉦害の場合の原状回復措置（鉦111条）
- (3) 差止請求
 - ・実定法上の根拠（不正競争3条、特許100条など）がない場合が問題

【現代における不法行為法の変容】

1 過失の客観化・厳格化

- ・心理的過失概念から注意義務（予見義務＋結果回避義務）違反構成へシフト
- ・高度の予見義務・調査義務の賦課

2 権利侵害から違法性へ

- (1) 立法者意思の二面性：自由競争の確保と権利の広い捉え方
- (2) 判例の転換 106（1914年・桃中軒雲右衛門事件）－「低級音楽」浪曲に著作権なし？
107（1925年・大学湯事件）－「老舗・のれん」侵害
- (3) 権利侵害から違法性へ
 - ・末川博『権利侵害論』（1933年）：権利侵害は違法性の徴表。
 - ・国家賠償法1条1項による実定法化（1947年）
 - ・2003年改正による「又は法律上保護される利益」の文言の挿入
 - ・違法性と過失の融合？→詳細は第14回講義

3 損害算定の精緻化・再構成

- ・差額説・個別的積算方式に対する損害事実説・定額賠償論等の登場

4 因果関係の複雑化に伴う対応

- ・医療過誤事例・公害事例における因果関係証明負担の緩和

例 蓋然性説・事実上の推定・表見証明・間接反証理論・疫学的証明等

5 効果における差止請求への注目

6 変化の要因

(1) 社会関係の複雑化に伴う事故・事件の増大

- ・交通事故
- ・公害・医療過誤・薬害等々 —— 地位の互換性の欠如

(2) 権利意識の高揚

- ・被害の深刻化・広域化
- ・政策指向型訴訟・問題提起型訴訟の増大